

積算基準類，共通仕様書等の改正

# 土木工事共通仕様書の改定について

建設大臣官房技術調査室技術管理係長

やざき ごうきち  
矢崎 剛吉

## 1. はじめに

土木工事共通仕様書は発注者と受注者間で交わされる契約図書の一部であり，各建設作業の順序，使用材料の品質，数量，仕上げの程度，施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求，工事内容を説明したものである。

共通仕様書は昭和43年に制定して以来，必要に応じ改定を重ねてきたところであるが，今般契約条件のさらなる明確化等の観点から改定を行ったので，その概要について説明する。

## 2. 過去の改定について

共通仕様書は請負者に対して技術的要求事項を示すものであり，関係法令，請負契約書に基づくとともに，関連技術基準を参考に内容を定めている。

したがって，関連技術基準等の改定を受け，必要に応じ共通仕様書の改定を行い，最新の技術的知見を盛り込むとともに，法令等との整合性を確保している。具体的には，建設業法の改正，請負

契約書の改正，関係技術基準の改定を踏まえ，関係箇所改定を行っている。

昨今の改定では，平成5年12月の中央建設業審議会における「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議を踏まえ，工事契約に関する問題発生を未然に防止し，一層確実に発注者の要求する品質出来形を確保するために，「①契約上の各者の権限の明確化」，「②契約条件の明確化」，「③事務処理手続きの明確化」を目的に改定を行っている。

## 3. 今回の改定について

現在，運用されている平成10年度版の土木工事共通仕様書を，今回主に以下の視点から改定を行った。

(1) 改定の視点

### ① 契約条件の明確化

共通仕様書の規定について，「現場での運用を通じて，より一層明確化を図る必要があるもの」および，「関連技術基準類の規定内容を分析し，より一層条件の明確化を図る必要があるもの」等を対象に，その明確化を図った。

### ② 工事工種体系との整合

現在、積算の体系が工事工種の体系化を実施しており、この体系に整合するよう、出来形管理基準、写真管理基準も工事工種の体系化を実施している。共通仕様書もこの体系に沿って逐次その整備を進めており、今回の改定では、平成11年度版工事工種体系に沿った構成とし、条項の追加・削除等を実施した（工事工種の体系化とは、土木工事の内容について、階層別に工種を細分類するとともに、工種用語の標準化および契約等に係わる表示単位を標準的に規定することをいう。共通仕様書を工事工種の体系化することにより、工事目的物ごとの施工内容および満たすべき規定の記載箇

所、仕様が明確となる）。

### ③ 品質管理に関わる条件の明確化

品質管理に関わる規定について、より一層の明確化を図るため、「共通仕様書」と「品質管理基準」に記載すべき事項を整理し改定を実施した。

#### (2) 改定内容

##### ① 契約条件の明確化

1) 現場での運用を通じて、監督職員等からの意見を主に以下の視点から収集し、より一層明確化を図る必要がある事項について、改定を実施した。

#### ① 施工実態等を踏まえ、より一層明確に記述する

例) 第1編第3章 一般施工「コンクリートブロック工」の規定

現行 「請負者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りにおける裏込めコンクリートは、・・・裏型枠を設けて打設しなければならない。」

(法勾配が緩いと裏型枠を使用することが困難な場合があるため、この場合の処置について明示する。)

改定 「請負者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りにおける裏込めコンクリートは、・・・裏型枠を設けて打設しなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。」

#### ② 不明確、曖昧な記述内容に関し、より一層明確にする

例) 第1編第5章 無筋・鉄筋コンクリート「暑中コンクリート」の規定

現行 「請負者は、練り混ぜたコンクリートを1.5時間以内に打込まなければならない。」

(1.5時間の範囲の記述を明確にする。)

改定 「請負者は、コンクリートの打込みをできるだけ早く行い、練り混ぜから打ち終わるまでの時間は、1.5時間を超えてはならない。」

2) 共通仕様書で「適用すべき諸基準」として明している技術基準類の規定内容を分析し、よ

り一層明確化を図る必要がある事項について改定を実施した。

#### ① 技術基準における規定内容を踏まえ、施工上必要な技術的要求事項の一層の明確化を図る。

第1編第3章 一般施工「アスファルト舗装工」の規定

現行 「請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度及びその変動範囲について監督職員の承諾を得なければならない。」

改定 「請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。」

### ② 工事工種体系との整合

平成11年度版工事工種体系に沿った構成とする

ため、次表のような条項の追加・削除を実施した。

例)

現行（平成10年度版）	改定（平成12年度版）
第1編 第3章 一般施工 第10節 仮設工	第1編 第3章 一般施工 第10節 仮設工 以下の条項を追加 （ 3 10 25 法面吹付工 ） （ 3 10 26 支給品運搬工 ）
第6編 道路 第8章 コンクリートシェッド 第4節 プレキャストシェッド上部工	第6編 道路 第8章 コンクリートシェッド 第4節 プレキャストシェッド上部工 以下の条項を追加 （ 8 4 6 土砂囲工 ） （ 8 4 7 柱脚コンクリート工 ）
第6編 道路 第12章 キャブ 第1節 適用 第2節 適用すべき諸基準 第3節 キャブ工	第6編 道路 第12章 全削除

### ③ 品質管理に関わる条件の明確化

発注者が要求する工事の品質管理に関わる規定は、共通仕様書と施工管理基準において規定されているが、以下の観点からおののちに記載すべき内容を整理、検討し、改定を実施した。

共通仕様書：工事で使用する材料の品質規格（強度、粒度、性状等）および施工上の技術的要求事項について明示。

品質管理基準：現場において請負者が実施すべき品質管理事項（試験方法、規格値等）等を記載。

よって、材料に関しては、メーカーあるいはプラント等から現場へ納入した時点から品質が変化する等、品質管理を実施する必要がある材料に関して品質管理事項を明示。施工に関しては工事的物に対して実施すべき品質管理事項を明示。

セメントコンクリート用骨材の有害物含有量の規定を品質管理基準に移行（施工時に品質管理する必要がある材料である）。

改定 第1編第2章 材料「セメント用骨材」の規定

「2.有害物含有量の限度（表 2 6 , 7）」を品質管理基準に移行。

## 4. おわりに

コンクリート構造物について信頼性を損ねかねない事例が発生していること等を踏まえ、建設省、運輸省、農林水産省による「土木コンクリート構造物耐久性検討委員会」を設置し検討を重

ね、平成12年3月に提言がなされているところである。

土木工事共通仕様書は、契約図書の中心をなすものであり、以上の提言等を踏まえ、必要な事項を適切に盛り込むことにより、コンクリート構造物をはじめとする土木構造物の品質の維持・向上を図れるよう検討を進めていく予定である。